

# 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

## 記

- 1 競争入札に付する事項等
  - (1) 工 事 名 称 (H30) 上田住宅(1号棟)ほか2住宅量水器取替工事
  - (2) 工 事 場 所 岩手県盛岡市上田3丁目16-1ほか
  - (3) 工 事 期 間 契約締結日の翌日 から 平成30年11月30日まで
  - (4) 証明書等の受領期限 平成30年6月26日(火) 17時00分
  - (5) 開札の日時及び場所 平成30年6月27日(水) 13時30分  
盛岡合同庁舎5階 共用会議室
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 平成29・30年度の当局の競争参加資格審査の結果、次のとおり等級決定通知を受けた者。  
(建設工事の種類又は営業種目) 管工事 (等級) A又はB
  - (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。
  - (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
  - (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
    - ①当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
    - ②同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
    - ③同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
    - ④経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
  - (7) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
  - (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- 3 入札事項等説明、契約条項を示す場所及び期間  
場 所：盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎4階 盛岡財務事務所管財課  
期 間：平成30年6月25日(月)まで 9時から12時及び13時から17時  
ただし、最終日は16時までとし、土曜日及び日曜日を除く。
- 4 入札方法について  
落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金 免除  
契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。
- 6 入札の無効
  - (1) 競争参加資格のない者のした入札及び入札心得書等で示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - (2) 内訳書の提出がない場合及び内容に不備があつた場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。
- 7 契約書の作成  
契約書の作成を要する。
- 8 質疑応答  
質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年6月11日

分任支出負担行為担当官  
東北財務局盛岡財務事務所長 佐藤 義伸